

2016年5月16日(月)

平成28年熊本地震に関する共同提言(概要)

関西学院大学災害復興制度研究所と日本災害復興学会復興法制度研究会は、熊本地震から1か月を迎え、今、被災地に求められる法政策上の課題をまとめました。「人間復興」を基本的視座に置き、雲仙・阪神・新潟中越等の経験と教訓の蓄積に基づき、東日本大震災以降に整備された制度が活かされることを願って急ぎ取りまとめたものです。以下、概要を示します。

第1 東日本大震災以降に改正された最新の法制度に基づく施策の確実な実行

- 1 基本理念規定(災対法2条の2第4、5、6号)に掲げる、人命の最優先保護、被災者の事情を踏まえた適切な援護、速やかな災害復興等の実施状況の点検及び改善
- 2 被災者の心身の健康・居住場所確保、災害時要配慮者への必要な措置、的確な情報提供、専門家等も活用した相談の実施(災対法8条2項第14、15、17号)
- 3 避難所の生活環境の整備(災対法86条の6)と避難所に避難していない在宅被災者等への適切な措置(災対法86条の7)
- 4 被災者台帳の導入と被災者援護等に向けた個人情報の利活用(災対法90条の3、4)

第2 東日本大震災と同等の施策の実現

- 1 被災ローン減免制度の徹底活用(個人向け)と、熊本地震事業者再生支援機構(事業者向けの債権買取・再建支援)の創設
- 2 被災マンション法、大規模災害借地借家法の適用
- 3 災害援護資金貸付の緩和措置(利息減免、保証人不要、免除要件緩和)の実施
- 4 義援金の差押禁止の立法措置

第3 過去の災害経験・教訓を踏まえ、被災地の現状に即した施策の実現

- 1 災害救助法の弾力的適用(特に住宅応急修理とみなしも含む応急仮設住宅の対応)
- 2 広域避難の実現と避難者への支援の確保(情報提供、個人情報共有、生活保障等)
- 3 生活保護制度と被災者支援制度の間の調整(義援金等の収入認定の誤り等の是正)
- 4 関連死の防止に向けた必要かつ最大限の措置と、各市町村における認定と審査の実施、発生事例の丁寧な把握・分析
- 5 災害弔慰金・見舞金の仕組みの見直し(「主たる生計維持者」基準の見直し等)
- 6 被災者生活再建支援制度の拡充と、住宅再建にとどまらない生活再建の支援
- 7 地盤被害の補修に対する十分な公的補助
- 8 自治体による独自施策の実施を促進(熊本県と大分県の支援格差の是正等)
- 9 被災地の自由裁量を保障した民間財団方式による「復興基金」の早期設置

【本件に関する問い合わせ先】

関西学院大学災害復興制度研究所・日本災害復興学会 事務局 TEL0798-54-6996 FAX54-6997

関西学院大学災害復興制度研究所 <http://www.fukkou.net/> 日本災害復興学会 <http://f-gakkai.net/>